

学術会議任命拒否から半年

会員・法学委員会幹事 高山佳奈子教授に聞く



推薦は生きています

日本学術会議が推薦した会員候補のうち6人を菅義偉首相が任命拒否(昨年10月)してから1日で半年。現役会員で法学委員会幹事の高山佳奈子・京都大学大学院法学研究科教授(刑事法)に、この間の経緯や問題の所在を聞きました。(安川崇)

日本学術会議は昨年10月2日に、6人の任命と拒否理由の説明を書面で求めました。現在まで、内閣総理大臣の側から何の回答もありません。

少し誤解があるかもしれませんが、政府は任命拒否という「処分」をしたわけではありません。会議側による推薦を、何の説明もなく「握りつぶしている」状態です。私たちが出した推薦は生きています。引き続き任命を求めます。

総理の判断違憲

日本学術会議法によれば総理は会員を任命する立場ですが、任命を拒否する権限はありません。会員の選考権は会議にしかなく、不祥事などで辞めさせる場合ですら、総理の判断ではできません。同法は会員数を210人と明記しており、6人が任命されていない現状は違法です。

憲法73条4号は、内閣に「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理する」ことを義務付けます。つまり内閣には日本学術会議法に従って学術会議会員を任命する義務があり、ここでも総理の判断は違憲です。

政府は「公務員の選定は国民の権利」(憲法15条)という理屈を持ち出して拒否を正当化しようとしています。しかしこの規定は、国民の権利を基礎づける憲法の3章に書かれています。総理や内閣の権限の根拠規定は5章にあり、場所が違います。

法を定めるのも国民の権利です。非常勤公務員である学術会議会員の任命も、法に基づいて行うことが民主主義の要請です。憲法15条を持ち出したとしても、日本学術会議法に違反する措置は取れないことは明らかです。

6人の任命 早く

任命拒否のねらいは、政府の政策を批判するような提言などを抑制することだったと思います。特定の方向の意見を妨げることは、「学問の自由」に反します。

一方で、日本学術会議はいつも政府の意見に反する提言を出していたということでは全くあり

ません。専門家の立場から「積極的に推進すべきだ」という提言も多く出ています。

現代的課題にも

例えば任命拒否された松宮孝明先生(立命館大学)は、自動運転の車に関する制度づくりに積極的にかかわってきました。事故時の法的責任についての議論も含まれます。

「技術開発の進展を止めてはならない」とする一方で、被害者の救済も図るためバランスを取ろうとする立場で、法学者の多くが支持する通説的なスタンスです。

私はヒトの胚のゲノム研究に関する分科会メンバーです。中国でヒトゲノムが編集された事例のようなものが日本でも起きないように、早急に規制すべきだと提言しています。

ジェンダーに関する分科会も長く取り組みを続け、その提言は実際の刑法改正につながりました。

こうした現代的な課題に学会が深くかかわってきたことも、知ってほしいと思います。

任命拒否で、学会の活動に具体的な支障が出ています。

私が属する法学委員会からは、3人が任命拒否されました。それを受けて委員会で、学会法の適用に関する確認文書を発表しました。本当は憲法違反性についても情報発信をしたかったのですが、ただ1人の憲法担当委員である先生が任命拒否されてしまったため、議論が十分にできませんでした。

法学委員会で憲法担当が不在だという事態は本当に致命的です。ほかの委員会でも人数が少ないところほど、任命拒否で空いた穴が大きく、苦労していると思います。

政府や自民党から学会の「問題点」の批判が出て、会議は「改革案」を出すように求められています。これは、任命拒否の違憲・違法性からの「論点ずらし」であることは明々白々です。

拒否は国際的恥

菅総理は「会議の多様性を確保する必要がある」という趣旨の発言をしています。しかし学会が、研究分野の多様化や東京集中の改善、女性会員の増加などに取り組んできたことは、公表している資料の通りです。

「改革案」の議論以前に、任命拒否によって学会の法的地位や性格がゆがめられています。議論の土台を欠いています。

国際学会からも任命拒否への懸念が表明されています。任命拒否は国際的な恥であり、日本の国際的な信用を損なってもいます。早急に6人を任命すべきです。

Akahata 2021.4.1

